

広瀬川清流保全審議会 第1回専門委員会（環境） 議事概要

- ◆ 日 時：平成27年12月2日(水) 13時30分～15時30分
- ◆ 場 所：上杉分庁舎 6階会議室
- ◆ 出席者：
 - 内田 美穂 東北工業大学工学部准教授
 - 小鳩 秀是 東北緑化環境保全株式会社
 - 西山 浩一 (一社)宮城県建築士会仙台支部
 - 宮城 豊彦 東北学院大学教養学部教授
 - 山田 一裕 東北工業大学工学部教授
- (○：委員長)
- ◆ 事務局：
 - 遠藤 進 建設局百年の杜推進部長
 - 安田 敏弘 建設局百年の杜推進部河川課長
 - 杉井 智一 建設局百年の杜推進部河川課広瀬川創生室長
 - 中川 徳則 建設局百年の杜推進部百年の杜推進課主査
 - 齋藤 理之 都都市整備局計画部市景観課景観係長
- ◆ 司 会：河川課長

<次第>

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員長選出
- 4 議 事
 - (1) 環境保全区域における行為制限の課題について
 - (2) その他
- 5 閉 会

河川課長	1. 開会 ただ今から「広瀬川清流保全審議会 第1回専門委員会」を開会する。 本日の会議は全委員の出席をいただいているので、会議は成立している。
	2. あいさつ 「広瀬川清流保全審議会専門委員」をお引き受けいただき、感謝申し上げる。 広瀬川の清流を守る条例が制定されてから40年が経過したところであるが、これまで市民の皆様の協力により広瀬川の保全を図ってきた。しかし、時間の経過とともに基準の見直しを行ってきた経緯もある。 前回の審議会でも説明してきたが、空地確保に関して原則と実態が乖離している状況にあり、この課題について検討するため、専門委員会を立ち上げたところである。皆様から専門的なご意見をいただきたいと考えている。
遠藤部長	2. あいさつ 「広瀬川清流保全審議会専門委員」をお引き受けいただき、感謝申し上げる。 広瀬川の清流を守る条例が制定されてから40年が経過したところであるが、これまで市民の皆様の協力により広瀬川の保全を図ってきた。しかし、時間の経過とともに基準の見直しを行ってきた経緯もある。 前回の審議会でも説明してきたが、空地確保に関して原則と実態が乖離している状況にあり、この課題について検討するため、専門委員会を立ち上げたところである。皆様から専門的なご意見をいただきたいと考えている。

安田課長	《配布資料の確認》
安田課長	<p>《会議の公開・非公開の確認》</p> <p>本専門委員会で調査・審議する事項は、土地所有者の私権制限に関わることになるので、検討が終了するまでは非公開とさせていただく。</p>
	委員了承
安田課長	《委員の紹介》
	3. 委員長選出
安田課長	委員長の選出は委員の中から互選により決めることとなっている。ご推薦等があればお願いする。
宮城委員	本審議会の副会長を務めている、山田委員に務めていただければと思う。
	委員了承
安田課長	それでは、委員長は山田委員にお願いする。就任にあたり、一言ご挨拶をいただきたい。
委員長	今回の検討は緑化や景観に関わるものであり、市民にとって目に触れやすく、分かりやすい広瀬川からの恩恵を評価することになると思うので、専門の委員の皆様に忌憚ない意見をいただきたい。
安田課長	これ以降の議事の進行は委員長にお願いする。
	4. 議事
委員長	今回の議事録の署名について決めたい。審議会ではアイウエオ順で署名をお願いしているので、今回は内田委員にお願いしたい。
	内田委員 了承
委員長	それでは議事に入る。「環境保全区域における行為制限の課題について」事務局から説明をお願いする。
事務局	事務局説明 (資料3に基づき河川課より説明)

委員長	航空写真の説明も併せてお願ひする。
事務局	事務局説明 (Google earthを用い河川課より説明)
委員長	別紙2の「許可状況及び行為完了後の状況」などを、エリア別にデータ整理することは可能か。例えば愛子とその他で状況が違うとか大雑把に分けるとか。
井室長	時間をいただければ可能である。
委員長	<p>今回の議論を踏まえて、緩和措置などを設定した場合、5年10年で効果が表れやすい地域とそうでない地域がある。効果が表れやすいと思われる地域が、今回の状況を踏まえると緩和がより必要な地域であるのか、その重なりを確認しておきたい。</p> <p>それでは、資料3の【5. 専門委員会での検討の視点】を踏まえて、委員の皆様から何か確認しておきたい情報やご指摘はあるか。</p>
小島委員	市街地は、河川の北側と南側では南側が多いということでいいのか。
杉井室長	拡大区域である旧宮城町については、ライフライン（鉄道や国道）があるので南側が多い。旧仙台市では下流だと両岸とも宅地がある。
宮城委員	<p>土地利用でも全然違っている。仙台市街地の中を対象としているところと、愛子の方の新しいところと、その中間の山と、3つくらいに分けられる。</p> <p>条例制定当時、宮城町の方は大きな住宅団地は愛子しかなかった。折立が広がった程度である。一方旧市街地は当然建てられていて、建て替え需要があった。</p> <p>仙台市の宅地化は1990年頃一旦止まるが、最近は郊外の愛子や富谷とか団地の外縁の宅地化が進み、これからは愛子の方の造成が拡大する可能性がある。一方、街中はマンションの建て替えが増えてくる。</p> <p>その状況はよくにらんでおくべき。地域に受け入れられるといつても、地域の人々の生活はみな違うので、どこがどのような緩和措置が増えているのか、といった緻密なデータが必要になる。</p>
	もう1つは、空地という表現が時代を表していると思う。土がいいか緑化がいいかは悩ましいところ。これからは緑をどう配置するか、そこにつながる誘導がポイントとなる。そこを皆で議論したい。
委員長	ご指摘の通りである。空地の在り方について、「空地」を「緑化の創出」であるという共通の認識を持つべき。同意をいただけるなら、「空地」の部分は「緑化」と考えて議論を進めたいがいかがか。

	<p>その上で、緩和措置や30%の数値の変動もありうると思う。専門委員会としては、今まで居住者の良心に基づき空地を緑化していただくとして誘導していたものがもう望めないだろうことを前提として、はじめから緑化していただく、という誘導を進めていく、そのための条例であると位置づけていきたい。</p>
	<p>委員了承</p>
宮城委員	<p>資料3の説明において、「一定の効果を挙げている」と言いつつ、何かしらの緩和がされているものが8割に達しているところに、大きな時代の推移を感じる。実をとるために緑化という苦肉の策をとっていると感じる。</p>
委員長	<p>一定の効果を挙げてきたという効果の在りようを、40年の成果としてどこかで示したい。先ほどの航空写真では、保全区域に入っている住宅地の緑化の程度が分かりにくいというのがある。以前から比べると状況は良くなつたのだということを、成果として意識する必要がある。そうでないと、条例が厳しいから駄目なのだろうと受け取られては、これから数字をいくら変えたところで、住民の同意は得られない。この40年の条例の成果を、分かりやすい形で示していただきたい。</p>
西山委員	<p>その効果はどのような視点で効果が挙がったのかを明確にしてほしい。グーグルで上空から見てもよく分からぬ地域が多くある。そういう場所はビューポイントで示し、これぞ仙台のビューポイント、という場所が維持されてきた、効果があつたということが言えればベストだと思う。</p> <p>もう1つ、今の条例では範囲が広く取ってある。河川に近いところの緑化の質と、住宅地の中に入っていた場合に必要な緑化の質はまた違うので、そのあたりについても考えていかなければならぬ。</p>
委員長	<p>資料をまとめたり、これから議論を踏まえて広瀬川の景観なり緑化という姿がこう変わればいいというような分かりやすい目標（環境アセスメントでいうフォトモンタージュ法で、景観変化が追えるような評価）を示したり、委員会からそういった要求があった際に対応できる、事務局サイドとして予算措置はあるのか。専門的な内容にもなることから、予算措置が可能ならば、どこかにお願いするとかして、できるだけ分かりやすい情報提供をしてもらえるといい。</p>
安田課長	<p>今年度分の予算措置はない。</p>
委員長	<p>審議会への中間報告後、審議会の委員への説明や、あるいはパブリックコメントを求めるような段階においては、何か分かりやすい情報があった方がよいと思う。それに向けた準備を今からしてほしい。</p>

安田課長	28年度予算要望には盛り込みたい。
宮城委員	<p>今の話とつながるが、仙台市がどのような景観にしたいのかという方向をどこかで明示するべきではないか。自分は審議会の会長をしているのでそこは気にしたい。地下鉄東西線を作るにあたり、相当議論した。この議論をするために待ってもらった経緯がある。市民は地下鉄にそれほどネガティブな印象は持っていない。それと同時に、あそこには追廻住宅を含めた、大きな公園の計画がある。それは仙台市の都会の中で広瀬川条例、百杜条例の根幹（コア）の部分だと思うので、仙台市がどのような景観を構築したいというものが見えてくる場所である。その次が住宅地という風になる。このような展開ができるだけ可視化ができていると、景観到達目標が設定しやすくなると思う。是非シンボライズ化してほしい。</p>
委員長	<p>緑化は何のためにあるのかというと、人間サイドからいうと景観、市や町の財産の形成で大事になる。また生物の多様性、ビオトープの考え方からいうと、連続的な緑地配置が杜の都の形成に重要な視点であり、特別地区の重要な景観目標もあればそれに連続する形で住宅地に広がるという合意を住民にもらわないといけない。その上で、だからそういう目標があるのだということが、今後の検討につながるのだと思う。</p> <p>細かい条件については今後検討するとして、本日は全体的な目標の摺り合わせをしていただければいいと思う。何か意見はあるか。</p>
遠藤部長	<p>青葉山公園だけではなくて広瀬川の条例やそれらの保全を図るということで、青葉山、広瀬川、西公園というセットで、その地区の保全と公園の利活用といったネットワークを考えている。それをかみ合わせる形で示したい。資料はたくさんあるが、なかなかまとめられていない状況である。</p>
委員長	<p>特別地区さえ守っていればいいのだろうと誤解されないようにしてほしい。</p> <p>議論のポイントとして、最近の植樹や樹種の選択（郷土種等）といった、そもそも仙台の土地に根付いていた緑を植えていくということで、（広瀬川河岸の特徴はあるが）樹種の選定についての考え方を小鳩委員に教えてほしい。</p>
小鳩委員	<p>分かる範囲では、市民は在来、外来に関わらず好きなものを植えたいと考えている。それを規制することになるので、市民共有の財産として意識してもらう必要がある。また、供給の面としては、樹種の確保が難しい場合があり、市の方でのバックアップが必要になってくる。</p>
委員長	<p>緑化を考える場合、蝶が移動できる緑の形成がいいのではないか、という意見を聞いたことがある。郷土種であったとしても、こういう緑がこういう動物を招き、それを我々が楽しめるような空間形成につながるという目標があれば、市民の賛同</p>

	<p>も得やすいかと思う。</p> <p>今ご指摘いただいた郷土種を選んでいくと同時に、それをどうやって供給できるかという部分での、助成の手法や苗木の供給といった詰めはこれからアイディアをいただきたいと思う。</p>
内田委員	<p>この委員会での検討では、例えば現状と合っていないところをどう市民の理解を得るかというのも必要となる。環境保全や緑化美化に全く関心も理解もない住民に対して、「河岸から 50m の範囲で緑化してください」というときに、興味も無い人にいかに協力してもらうのか。その場合どこからの景観なのか、そして緑化に対する理解を市民にどう伝えていくのか。ここにいる委員や市の職員はこの件に携わっているから、そもそも前提が一般市民の方と大分違うはず。そこをどう深い理解を持っていくか。現実と離れているところで落していくと、基準値を決めた後にどこまで現実と擦り合せるのかがポイントとなる。</p>
委員長	<p>新築や開発行為等によって規制を受けて許可を受けた方達は、条例に従った緑地配置を計画的に進められているが、すでに既存の家屋として住まれている、その空間利用が我々の思い通りにならないところをどう誘導するかというのは、別の議論が必要かと思う。これも大事なご指摘なので、空間利用の在り方について市民の方々にどうアプローチしていくのかということも併せて議論していく、ということでおろしいか。特に街の中は重要なところだと思われる。</p>
宮城委員	<p>そういうところが抜けてしまうと、実行性が問われてしまう。これには2つの次元の話があり、事務局から説明があった空地の在り方というところを、緑の在り方に置き換えていくというところの持つべきかたをどうするかというところ。それは緻密な議論が必要となる。現実に、空地が砂利で埋められて土では無くなっている、次は物置、次は車と。駐車場は自動車には絶対必要であるから、そういうところは正面からぶつかる必要がある。これは我々がここで議論したとしても、そんなに明確な答えには到達しないと思う。事務局が現場の要望を聞いているので、それを踏まえた具体的な懸案を出してほしい。</p> <p>一方、景観をどうするかという応援団のような形がある。そもそも40年前、とても水が汚く、それをニュースでどんどん流し、これは大変だという市民の雰囲気も現れ、そうそうたる先生方が揃って条例を作ったという経緯がある。これから先はどうかと考えると、プロパガンダ的なこともシンボライズした空間をつくることもコリドーを設置することもすべて必要で、車の両輪として議論するしかないと思う。</p>
西山委員	<p>自分は50年仙台に住んでおり、広瀬川は今、仙台市の重要なセールスポイントである。一般の方々にも協力いただけるような実効性のある手法を考えていきたい。</p>

委員長	議論しておかなければならぬポイントと、緑化に向けた委員の皆様の考え方の摺り合わせができたと思う。ほかに何かあるか。
小鳩委員	具体的な現場の声というものは聞くことができるのか。
安田課長	直接関わり合いを持っているのは、申請許可を取りに来る建築士や設計者である。施主や地主がいての建築士との話になるが、その申請時における要望や、厳しいといった声などは、そういう会話の中で実状を押さえてはいる。
委員長	それはその土地の形状や広さとか、それに基づく個別の意見ということか。
安田課長	すでに建築されていて、住んでいる方達から改めて何かを言われるという機会は少ない。また、マンション建設については、直接自分の敷地に関わらないが日陰になるとかいう方達からの意見はある。
委員長	条例の許可基準で建ぺい率は設定されているが、容積率というのは議論にはならなかったのか。
杉井室長	高さを抑えているので、容積率で制限しなくてもすでに厳しい制限となっている。高さについて言えば、住民の方からするともっと低くしてほしいとの要望もある。
委員長	了解した。 それでは、第2回目の専門委員会に向けてどういう話を進めるか。また、そのために必要な情報資料の作成を事務局サイドにお願いしたい。指摘いただいたように、空間利用を緑化という考えに変えていくという話の展開と、既存のお住まいの方の空間利用の在り方を緑化へ変えていくための具体的方策、あるいはそれに対する意識啓発。また、緑化の誘導について規制の条件で緑化を進める誘導のための方策。その2点くらいはしっかりと次回話を進めたい。 事務局サイドからは、緑化のどこの部分をしっかり議論したいというような要望はあるか。具体的に何%とか、緩和の条件とか。具体的な数値を持った議論がいいのか、全体的な方針がいいのか。もちろん両方大事だが。
安田課長	今後、緑化を進めるための素案をお示ししたいと思うが、川沿いと川から外れている住宅地の考え方について。広瀬川の清流を守る条例なので、川を意識した形とすると、川側の緑とそれ以外の宅地の緑、これらの重きの置き方について、議論をいただきたい。

委員長	川沿いの景観を守る上では、川に面した部分の緑化というのは特に重視すべき。積極的にやっていただきたい。一方で住宅街の中に入ってしまった緑化については、ベルトとしての連続性を保てればいいという部分もあると思うので、緑化の面積、空間の確保、樹種の選定、そこには緩い部分もあっても然りかと思う。そういう風に区分して基準値に関しての考え方を議論していきたい。 事務局サイドから我々に対して、何か宿題はあるか。
杉井室長	我々は従来「樹木の植樹」にこだわりすぎているのかもしれない。最近の全国的、平均的な「緑化」という考え方で何か示唆はないか。最近の方向性を提供いただければ、それを次回の資料として取り込みたい。
小嶽委員	すでに仙台市の緑化計画の中で壁面緑化や屋上緑化などがある。市街化区域であればそのまま適用できると思うが、上流側の市街化調整区域まで影響があると厳しいと思われる。樹木以外の緑の景観としては、壁面緑化が一般的である。ただし、費用がかかってしまうことや、助成金は市街化区域の方しか対象にならないといった点がある。
遠藤部長	緑化計画ということで、条例で決めている緑化の基準がある。広瀬川に関わらず、仙台市内全域で1000m ² 以上の行為などに関しては緑化しなければならないという条例があるので、それを簡単に説明する。
中川主査	小嶽委員から示していただいた件だが、仙台市内で行われる建築については緑化の義務がある（百社条例）。市街化区域、調整区域、都市計画区域外でも同じ。その中で1000m ² 以上の行為に対しては書類を提出し、市長の認定を受ける必要がある。民間事業者は法定建ぺい率に応じて緑化率は変わるが、7%～20%の中で緑化するという決まりがある。地方公共団体など行政が行う緑地に関しては、商業地域、近隣商業地域は10%であり、そのほかの地域は全部20%と若干民間より厳しい。広瀬川条例の中で空地を何%確保するという定めがあるが、百社条例の数字とどう摺り合わせを行うか、ということも議論の種になると思う。 また、小嶽委員から助成事業の話があったが、緑化に関する助成は大きく3つある。「生垣づくり助成」、「建築物緑化助成」、「街かど緑化助成」。「生垣づくり助成」は市街化区域の中で容易に見えるところに緑化した場合助成する。「建築物緑化助成」に係る壁面緑化や屋上緑化の助成制度については、仙台市の中の緑化重点地区というのが対象である。広瀬川に近いところだと、「仙台都心部緑化重点地区」であり広瀬川の東側、左岸である。市民会館から宮沢橋あたりまでの左岸が緑化重点地区の対象である。ここでの壁面、屋上緑化は助成対象である。ただし、法令等で義務付けられている緑化に対しては助成できない。例えば条例で14%緑化するという中で14%の緑化の助成を見込めるというわけではなく、14%緑化の義務のある中で16%緑化し場合、差の2%に関しては、助成の対象となる。少し複雑だ

	が、丸々は出ない。広瀬川の緑化の助成については、そういうところを検討していく必要がある。
委員長	簡単な一覧があれば、次回示していただきたい。 本日の議論はここまでとし、次回に向けた資料の準備をお願いする。
安田課長	<p>5. 閉会</p> <p>次の専門委員会は1月中旬以降を予定しているので、追って皆様の都合をお聞きし、調整したい。</p> <p>本日の会議はこれで終了させていただく。</p>

以上

この議事録について、会議の内容に相違ないことを認めます。

平成27年12月24日

広瀬川清流保全審議会 専門委員会 署名委員

委員長 山田 一祐 

委員 内田 美穂 

O

O